規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称		下水道法施行令の一部を改正する政令(平成27年10月7日政令第360号)
規制の名称		特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準強化(トリクロロエチレン)
規制の区分		改正(拡充)
担当部局		国土交通省水管理·国土保全局下水道部下水道企画課
評価実施時期		令和3年3月19日
事前評価時の想定との比較		本規制改正(拡充)により、特定事業場から下水道へのトリクロロエチレンの排除基準(0.3mg/L)を、水質汚濁防止法における終末処理場から公共用水域への排水基準(0.1mg/L)と同等に定めることで、終末処理場からの放流水の水質を、水質汚濁防止法における排水基準に適合させ、排水規制行政の統一的な運用を担保しながら公共用水域の水質保全を図ったところ。その後、事後評価までの間において規制を取り巻く社会的情勢等の変更はなく、事前評価時点において整理した課題は継続している。課題を取り巻く科学技術の変化については、事前評価時点以降、終末処理場においてトリクロロエチレンを処理できる手法が新たに確立される等の技術革新は起こっていない。事後評価時点において、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じていない。また、事後評価時点において想定していない影響については、特定事業場や終末処理場から聞き取りを行ったところ、確認されていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握		
	(遵守費用)	トリクロロエチレンを排出している特定事業場の数が約3,500であり(化学物質排出把握促進法に基づく届出に係る調査(平成30年度報告))、これらの事業場のうち下水道に下水を排除するものにおいては、事前評価時に想定されていた遵守費用(下水道法における排除基準を遵守するためのトリクロロエチレンの処理に要する費用)が発生している。しかしながら、下水道法における排除基準を遵守するためのトリクロロエチレンの処理に要する費用は、本規制拡充前から存在する既存の処理施設により排除基準を遵守することができている場合や、トリクロロエチレンを含む原材料の使用抑制、トリクロロエチレンの代替品の導入等、事業者ごとの対応により異なることから、一律に定量的な把握は困難である。事前評価時において、遵守費用を定量化していないため、事後評価時点の算出結果と比較することはできないが、これらの遵守費用については、特定事業場において環境保全と事業活動との調和を図りつつ、事業を実施する上で十分負担可能な金額であると考えられる。
	(行政費用)	下水道に下水を排除する特定事業場に対しては、立入検査や報告徴収といったトリクロロエチレンに係る排除基準の監督が実施されており、事前評価時に想定されていた行政費用 (下水道管理者にトリクロロエチレンに係る下水道法における排除基準が遵守されるよう特定事業場を監督する費用)が発生している。 しかしながら、他の物質に係る排除基準の監督と併せて一体的にトリクロロエチレンに係る排除基準の監督が実施されていることから、追加の行政費用は発生していないものと考えられる。
	(効果)	下水道法における排除基準の規制を拡充したことで、水質汚濁防止法と下水道法の排水規制行政の統一的な運用が担保され、事後評価対象期間中のうち、平成28年度~平成30年度において、トリクロロエチレンが流入した全ての終末処理場からの放流水の水質について、水質汚濁防止法におけるトリクロロエチレンに係る排水基準を適切に遵守できている状況であり、事前評価時の想定と乖離はない。 これにより、人の健康に係る被害を生ずるおそれの未然防止に資するという効果が発生しているものと考えられるが、当該規制による効果を定量的に把握することは困難である。
	(便益(金銭価値化))	上記のとおり当該規制の拡充の効果については定量的に把握することは困難であり、このため一律の金銭価値化も困難である。
	(副次的な影響及び波 及的な影響)	トリクロロエチレンに係る公共用水域における水質環境基準の改善への寄与により、水生生物や生態系、生活環境の保全等の効果が見込まれる。
考察		社会経済情勢等の変化による影響は生じていないため、事前評価時に想定した課題は継続しており、ベースラインについて変化はなく、事前評価時に想定した規制措置の必要性に 変化はない。また、当該規制措置による遵守費用は一定の費用が発生し、行政費用は発生したが軽微である。 当該規制措置により、終末処理場での処理が困難なトリクロロエチレンに係る下水道法における排除基準の規制を拡充することで、終末処理場からの放流水の水質を水質汚濁防止 法における排水基準に適合させ、排水規制行政の統一的な運用を担保することで、公共用水域の水質保全が図られるという効果が発生した。また、全ての終末処理場からの放流水 の水質について、水質汚濁防止法におけるトリクロロエチレンに係る排水基準を遵守可能となったことにより、人の健康に係る被害を生ずるおそれの未然防止に資するという効果が発 生している。副次的な影響又は波及的な影響としては、水生生物等の保全等の効果が見込まれる。 以上より、当該規制措置は、継続することが妥当である。
備考		